

第7期関市障がい福祉計画及び 第3期関市障がい児福祉計画

令和6年度～令和8年度

令和6年3月

関市

目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨と背景	1
2 計画策定における国の基本方針	2
3 計画の性格	5
4 計画の期間	6
5 計画の策定体制	6
6 計画の対象等	7
第2章 本市の現状	8
1 障がいのある人の現状	8
2 障がい（児）福祉サービスの整備目標の達成状況	14
3 アンケート調査・ヒアリング調査からみられる現状	18
第3章 基本的な方針	25
1 計画の基本理念	25
2 計画の基本的な視点	26
3 サービス体系	28
第4章 障がい福祉サービス見込量と確保方策	30
1 障がい福祉サービスの成果目標	30
2 障がい福祉サービスの見込量と確保方策	36
3 地域生活支援事業の見込量と確保方策	43
第5章 障がい児福祉サービス見込量と確保方策	49
1 障がい児支援の提供体制の成果目標	49
2 障がい児福祉サービスの見込量と確保方策	51
第6章 計画の推進体制	54
1 ネットワークの構築による連携の推進	54
2 計画の進行管理	54
資料編	55
1 策定経過	55
2 関市障がい者総合支援協議会規則	56
3 関市障がい者総合支援協議会委員名簿	57

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨と背景

関市（以下、「本市」という。）では、平成28年3月に「第2期関市障がい者計画 一しあわせ共生プランー」、令和3年3月に「第6期関市障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある人が安心して暮らしていける地域づくりや福祉サービスの充実を進めてきました。

その間国では、障がいのある人をめぐる法律や制度が大きく変化しています。令和3年5月の「障害者差別解消法」の一部改正により、令和6年4月から民間事業者による“合理的配慮”の提供が義務化されます。また、令和3年の「医療的ケア児支援法」の施行、令和4年3月の「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正・施行など、障がいのある人が自ら望む地域生活を営むための取組が進められています。

このような中、本市では令和3年3月に、「障害者総合支援法」「児童福祉法」に基づき、「第6期関市障がい福祉計画及び第2期関市障がい児福祉計画」（以下、「前回計画」という。）を策定しました。前回計画では、平成28年3月に策定した「第2期関市障がい者計画 一しあわせ共生プランー」との整合を図りながら、障がい福祉サービスごとの見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を示しました。令和5年度に、この両計画の期間が満了することから、成果目標及び進捗状況の評価・検証を踏まえ、同時期に策定期間とする「第3期関市障がい者計画 一しあわせ共生プランー」との整合性を図りつつ、新たに「第7期関市障がい福祉計画及び第3期関市障がい児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 計画策定における国の基本方針

本計画は、国で示されている「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえ、計画を策定します。

※下線部分は変更または新規の内容

(1) 基本的理念

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障害福祉人材の確保・定着
- 7 障害者の社会参加を支える取組定着

(2) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

- 1 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- 2 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- 5 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者等に対する支援体制の充実
- 6 依存症対策の推進

(3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- 1 相談支援体制の充実・強化
- 2 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- 3 発達障害者等に対する支援
- 4 協議会の活性化

(4) 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

1 地域支援体制の構築
2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
3 <u>地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進</u>
4 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
5 障害児相談支援の提供体制の確保

(5) 成果目標に関する事項

指標項目	内容
1 施設入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。 ・令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点から<u>5%以上削減する。</u>
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を325.3日以上とすることを基本とする。</u> ・精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を設定する。 ・精神病床における早期退院率（入院後3か月時点で68.9%以上、入院後6か月時点で84.5%以上、入院後1年時点で91.0%以上）
3 <u>地域生活支援の充実</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村または各圏域に地域生活支援拠点等を整備するとともに、<u>コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う。</u> ・<u>強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。</u>
4 福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労への移行者数を設定（令和3年度の実績に対する倍率）する。 就労移行支援事業 1.31倍以上 就労継続支援A型事業 1.29倍以上 就労継続支援B型事業 1.28倍以上 ・<u>就労移行支援事業等で一般就労に移行する者の数を、令和8年度中に令和3年度実績の1.28倍以上とする。</u> ・<u>就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を就労移行支援事業所全体の5割以上とする。</u> ・<u>各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進する。</u> ・就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とする。 ・<u>就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所を全体の2割5分以上とする。</u>

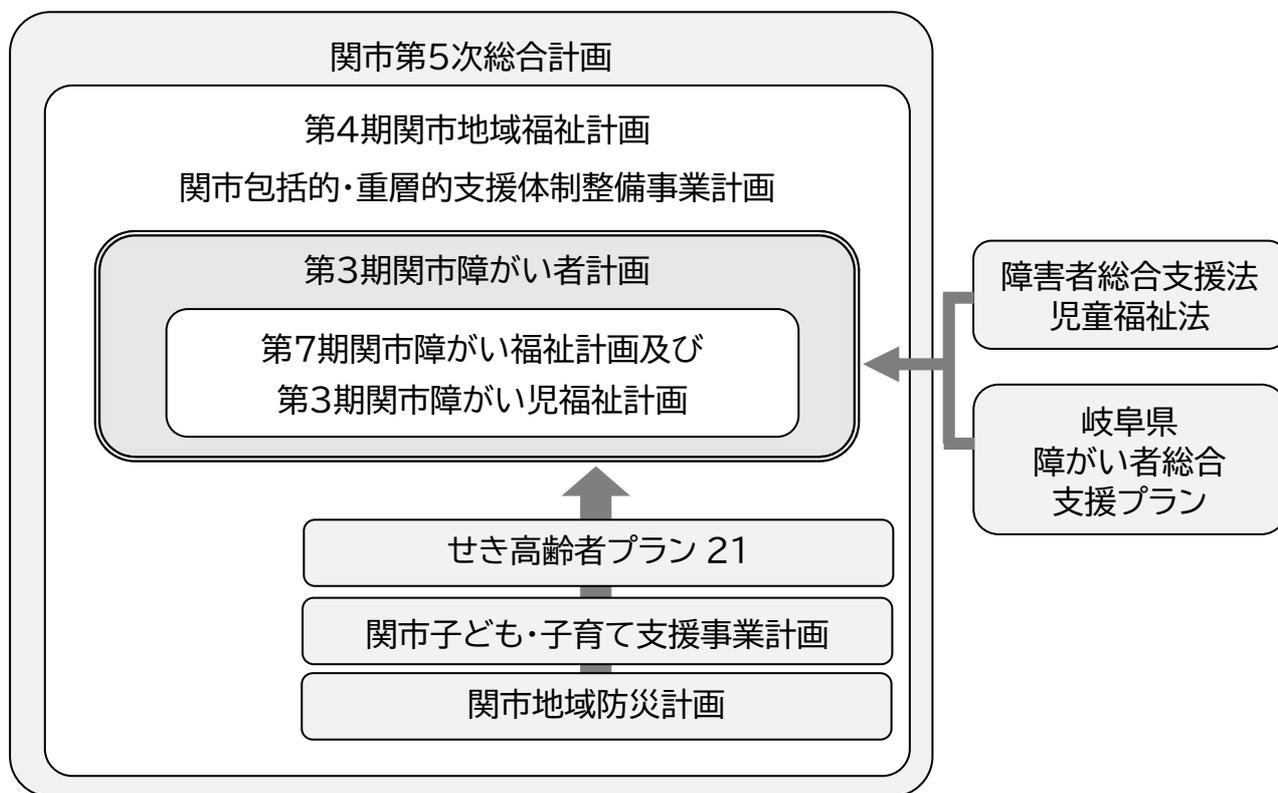
指標項目	内容
5 障害児支援の提供体制の整備等	<p>①児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置する。 ・令和8年度末までに、すべての市町村において、<u>障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。</u> <p>②難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度末までに、各都道府県において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保や、<u>新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築を推進する。</u> <p>③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上確保する。 <p>④医療的ケア児支援センター（都道府県ごと）の設置、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>令和8年度末までに各都道府県は、医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置。</u>また、各都道府県及び各市町村または各圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。 <p>⑤入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境に円滑に移行できるよう、<u>令和8年度末までに移行調整に係る場を各都道府県及び各指定都市において設置</u></p>
6 相談支援体制の充実・強化等	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。</u> ・<u>協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらを行うために必要な協議会の体制を確保する。</u>
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。

3 計画の性格

本計画は、「障害者総合支援法」第 88 条第 1 項に定める市町村障害福祉計画に基づく第 7 期計画として策定するもので、「児童福祉法」第 33 条の 20 第 1 項に定める市町村障害児福祉計画を含みます。本計画では、障がいのある人や児童の日常生活や社会生活を支援する障がい福祉サービスや体制を確保するための方策を示します。

また、本計画は、国や岐阜県の障がい者福祉に関する法律や計画を踏まえるとともに、本市の障がい者施策全体の方向性を示した「第 3 期関市障がい者計画」や、上位計画である「関市第 5 次総合計画」「第 4 期関市地域福祉計画」をはじめ、「せき高齢者プラン 21」「関市子ども・子育て支援事業計画」「関市地域防災計画」等の関連計画との整合性を図り、策定しています。

■計画の位置づけ



4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。また、計画の最終年度である令和8年度には、本計画の評価・検証を行います。

R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
			第3期関市障がい者計画						
第6期関市障がい福祉計画 第2期関市障がい児福祉計画		第7期関市障がい福祉計画 第3期関市障がい児福祉計画		第8期関市障がい福祉計画 第4期関市障がい児福祉計画					

5 計画の策定体制

本計画は、以下の過程を経た上で策定します。

(1) 障がいのある人を対象としたアンケート調査の実施

市内にお住まいの、現在障がい福祉サービス等を利用している人（障害福祉サービス受給者証をお持ちの人）及び障がい福祉サービスを利用していない13歳～18歳（令和5年5月1日現在）の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者を対象とし、生活の現状や障がい福祉サービスのニーズ等に関するアンケート調査を行いました。

(2) 障がい福祉に関する事業所ヒアリング調査の実施

本市にあるサービス提供事業所を対象として、障がい福祉に関するヒアリング調査を行いました。

(3) 策定委員会の開催

本計画の内容に関しては、障がい福祉団体・事業所等の代表等から構成される「関市障がい者総合支援協議会」の中で、検討を重ねました。

(4) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたっては、パブリックコメントを実施しました。

6 計画の対象等

本計画の対象となる「障がい者」「障がいのある人」とは、「障害者総合支援法」第4条第1項に規定される「身体障害者、知的障害者及び精神障害者（発達障害者を含む）並びに難病患者」であり、そのうち18歳以上の人となります。

また「障がい児」「障がいのある子ども」とは、「児童福祉法」第4条第2項に規定する「身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童」であり、18歳未満の人となります。

第2章 本市の現状

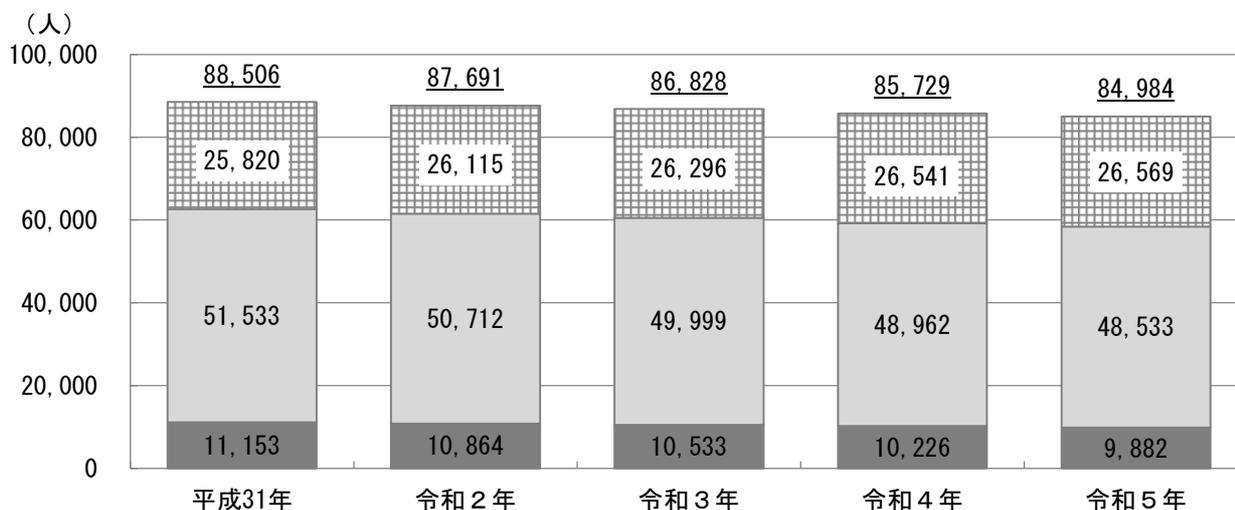
1 障がいのある人の現状

(1) 人口の推移

人口の推移をみると、総人口は平成31年から令和5年にかけて減少傾向となっており、令和5年4月1日時点で84,984人となっています。

また、3区分別人口は、年少人口（0～15歳未満）と生産年齢人口（15～65歳未満）が減少している一方、老年人口（65歳以上）は増加傾向となっています。

■ 3区分別人口の推移



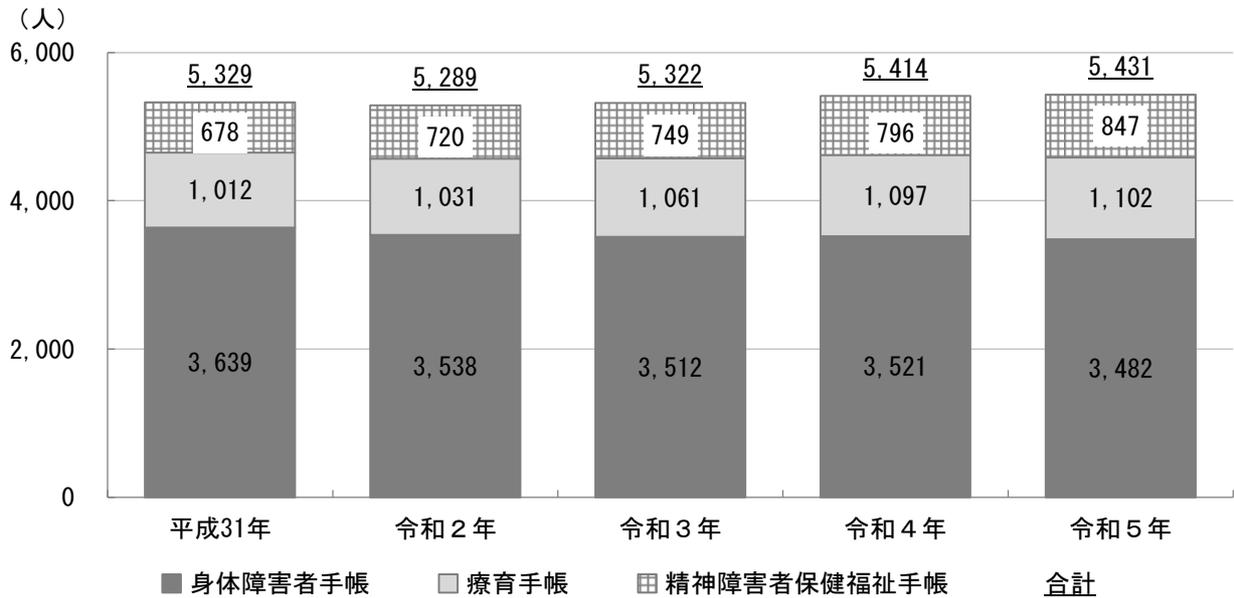
■ 年少人口（0～15歳未満） □ 生産年齢人口（15～65歳未満） ▨ 老年人口（65歳以上） 合計

資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

(2) 障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者の推移をみると、令和3年以降、手帳所持者の総数は緩やかに増加傾向にあります。手帳別では、身体障害者手帳の所持者は減少している一方で、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者は増加傾向にあります。

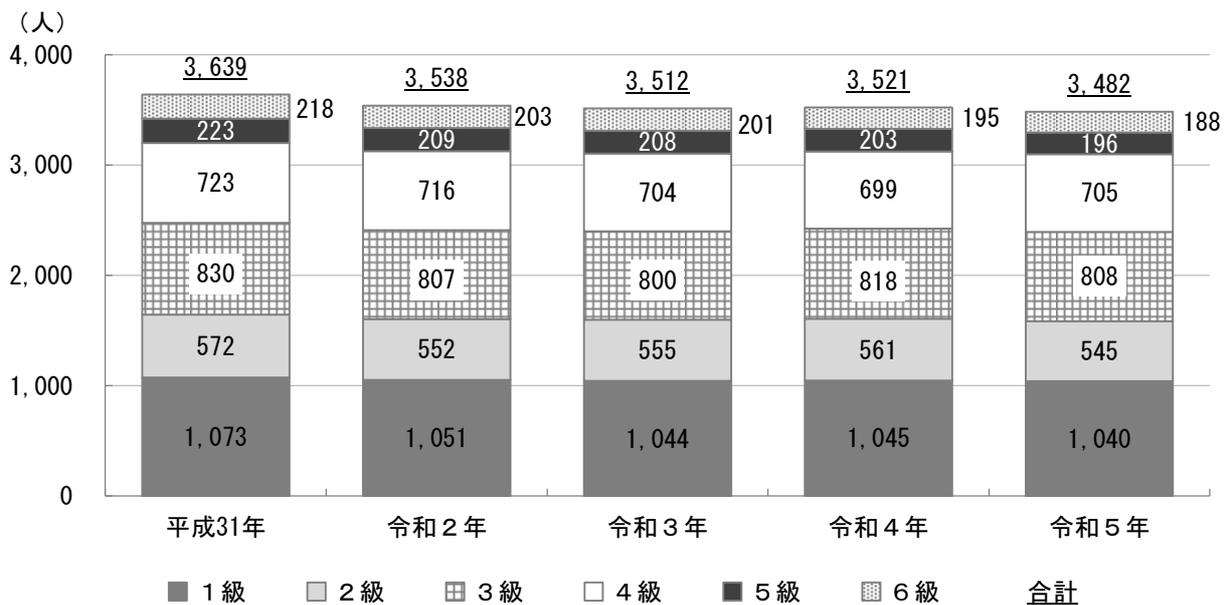
■障害者手帳所持者数の推移



(3) 身体障害者手帳所持者の状況

等級別身体障害者手帳所持者数の推移をみると、1級から4級（最重度・重度・中度）が全体の約9割を占めており、1級が最も多くなっています。5級・6級は緩やかに減少しており、1～4級は増減を繰り返しています。

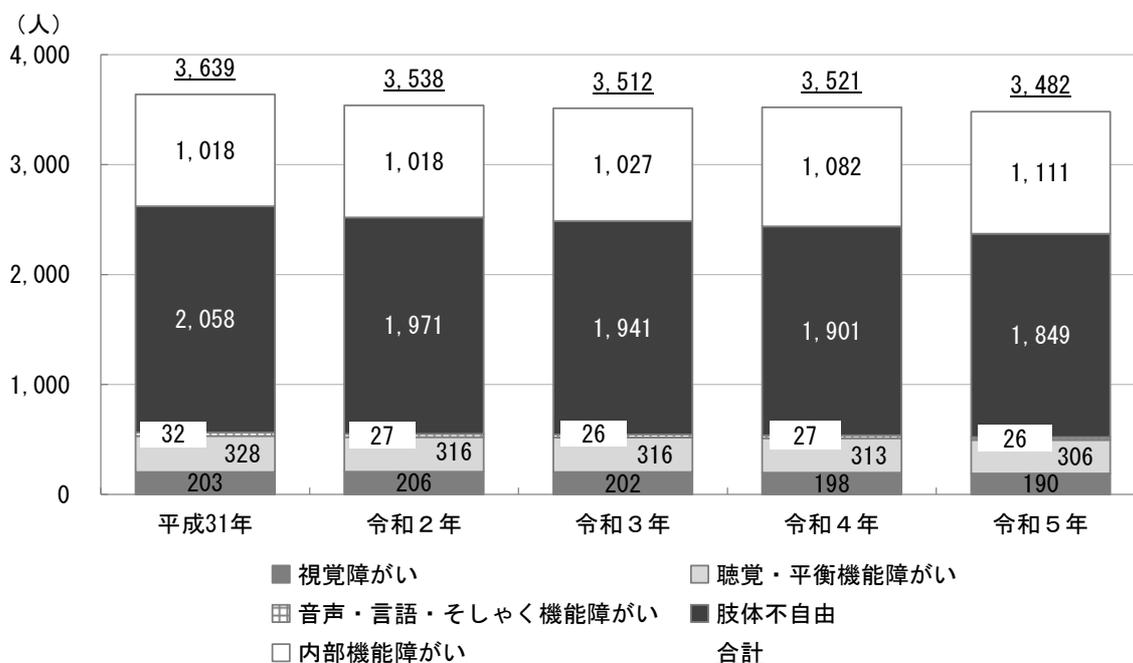
■等級別身体障害者手帳所持者数の推移



障がい種類別身体障害者手帳所持者数の推移をみると、肢体不自由が最も多く、次いで内部機能障がいとなっています。

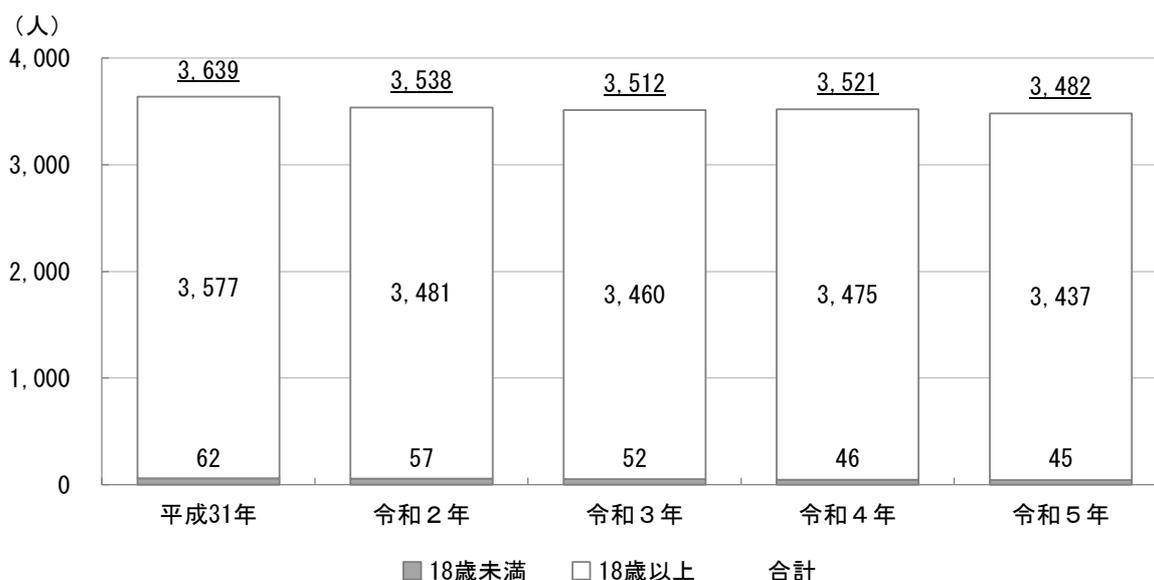
年齢別身体障害者手帳所持者数の推移をみると、いずれの年も18歳以上が98%以上を占めています。18歳未満は40～60人で推移しており、令和5年4月1日時点では45人（1.3%）となっています。

■障がい種類別身体障害者手帳所持者数の推移



資料：福祉政策課（各年4月1日時点）

■年齢別身体障害者手帳所持者数の推移



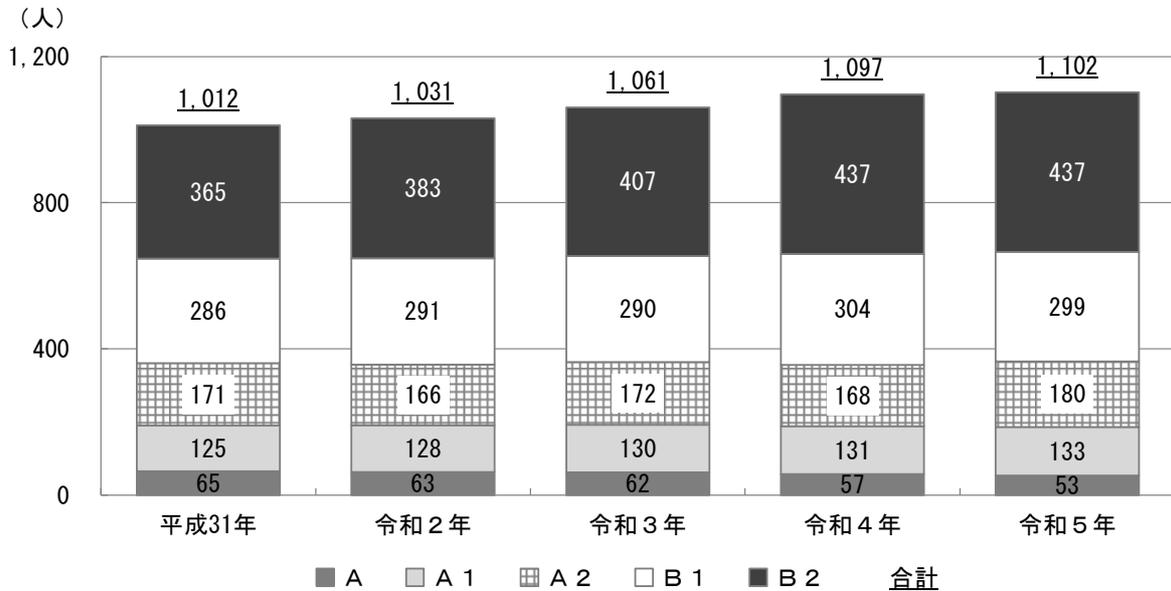
資料：福祉政策課（各年4月1日時点）

(4) 療育手帳所持者の状況

判定別療育手帳所持者数の推移をみると、最も多いB2は平成31年から令和5年にかけて72人増加している一方で、最も少ないAは、緩やかに減少しています。

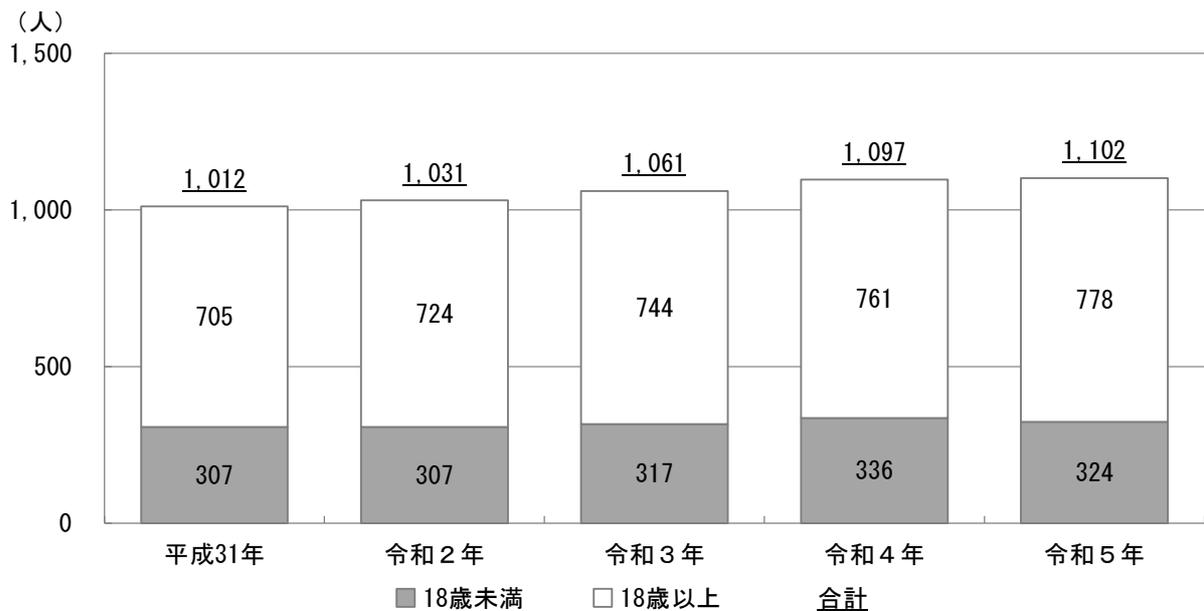
年齢別療育手帳所持者数の推移をみると、平成31年から令和5年にかけて、18歳未満が17人増加、18歳以上が73人増加となっています。

■判定別療育手帳所持者数の推移



資料：福祉政策課（各年4月1日時点）

■年齢別療育手帳所持者数の推移



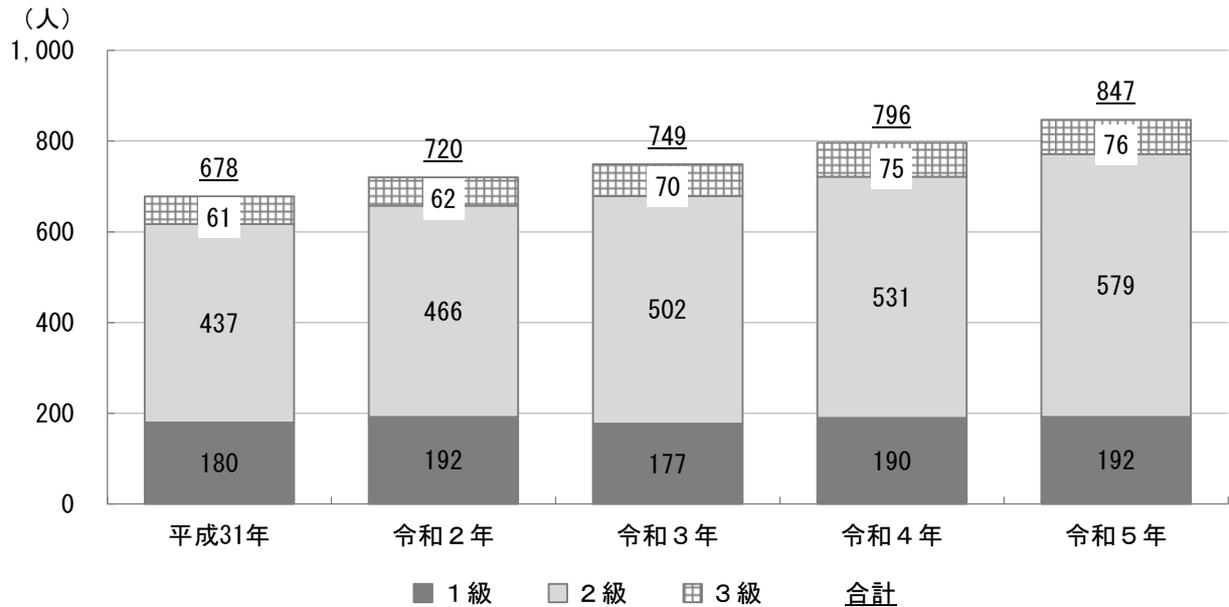
資料：福祉政策課（各年4月1日時点）

(5) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、最も多い2級は平成31年から令和5年にかけて142人増加しています。

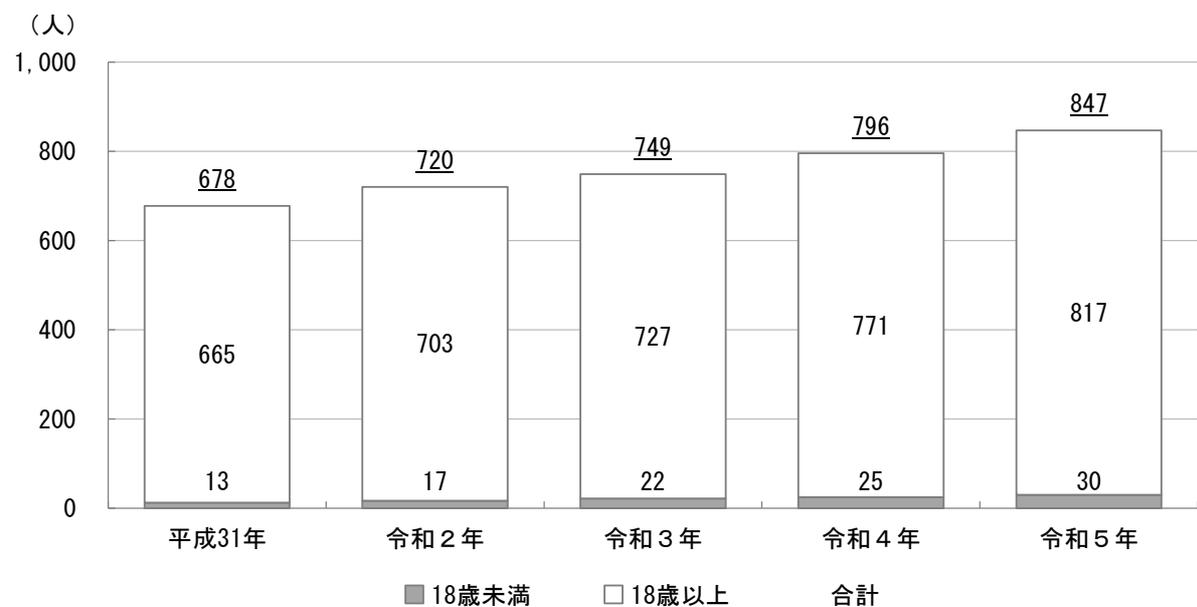
年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、18歳未満・18歳以上ともに増加となっています。

■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：福祉政策課（各年4月1日時点）

■年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

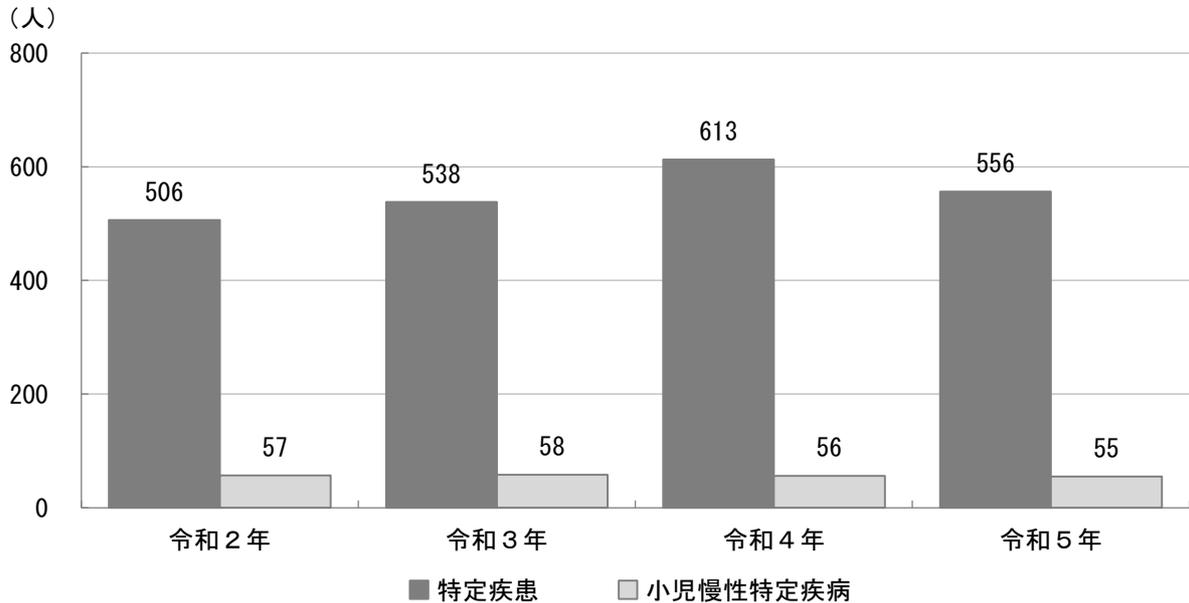


資料：福祉政策課（各年4月1日時点）

(6) その他の状況

特定疾患患者数の推移をみると、令和2年以降、特定疾患は500～600人、小児慢性特定疾病は50人台で推移しています。

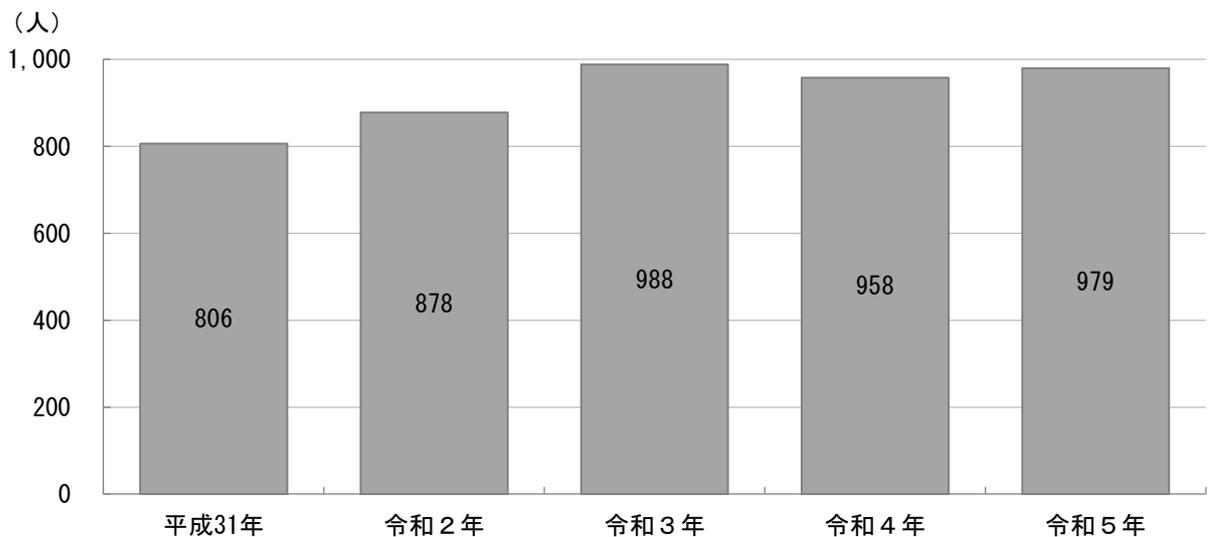
■特定疾患及び小児慢性特定疾患患者数の推移



資料：関保健所（各年4月1日時点）

自立支援医療（精神通院）受給者数の推移をみると、平成31年から令和5年にかけて173人増加しており、令和5年4月1日時点で979人となっています。令和3年まで増加傾向にありましたが、令和4年には減少、令和5年には再び増加に転じています。

■自立支援医療（精神通院）受給者数の推移



資料：福祉政策課（各年4月1日時点）

2 障がい（児）福祉サービスの整備目標の達成状況

前回計画では、令和5年度を目標として次の数値目標を設定しました。令和4年度の実績と比較したそれぞれの達成状況は次の通りです。

（1）施設入所者の地域生活への移行

項目	計画値 (令和5年度)	実績値 (令和4年度)	内容
施設入所者数	111人	122人	令和5年度末時点の利用者数。
施設入所者の地域生活への移行	7人	0人	令和元年度末時点の施設入所者数の6.0%が地域生活へ移行する。
施設入所者の削減	2人	0人 (令和元年度から9人増加)	令和元年度末時点の施設入所者数を1.6%削減する。

（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	計画値 (令和5年度)	実績値 (令和4年度)
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	3人	0人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	3人	0人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	30人	28人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1人	0人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数（年間）	4回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	保健	2人
	福祉	3人
	介護	2人
	精神科	1人
	精神科以外	1人
	当事者	1人
	家族等	1人
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数	協議の場の目標	1回
	協議の場の評価回数	1回

31人
※地域共生ネットワーク会議の参加者のうち、保健、医療・福祉関係者（市役所健康福祉部職員含む）の人数

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項目	計画値 (令和5年度)	実績値 (令和4年度)	内容
地域生活支援拠点等の設置 箇所数	30 箇所	中濃圏域共同で 1 箇所	令和5年度末までに市内または中濃圏域に、1箇所以上確保し、機能充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。
地域生活支援拠点等の運用 状況の検証	中濃圏域で 年1回以上	中濃圏域で 年1回	

(4) 福祉施設から一般就労への移行

項目	計画値 (令和5年度)	実績値 (令和4年度)	内容
一般就労への移行	17 人	3 人	令和元年の一般就労への移行実績の1.27倍以上が一般就労に移行。
就労移行支援事業	3 人	1 人	一般就労への移行実績が令和元年度の1.30倍以上とする。
就労継続支援A型事業	11 人	2 人	一般就労への移行実績が令和元年度の1.26倍以上とする。
就労継続支援B型事業	3 人	0 人	一般就労への移行実績が令和元年度の1.23倍以上とする。
就労定着支援事業利用者	12 人	0 人	一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する。
就労定着率	70.6%	-%	就労定着支援による就労定着率が8割以上の事業所を7割以上とする。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

項目	計画値 (令和5年度)	実績値 (令和4年度)	内容
総合的・専門的な相談支援機関の設置	基幹相談支援センター及び中濃圏域で6箇所設置	基幹相談支援センター及び中濃圏域で5箇所設置	令和5年度末までに、各市町村または中濃圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。
総合的・専門的な相談支援の実施	350人	362人	
訪問等による専門的な指導・助言	850回	545回	
相談支援事業者の人材育成の支援	2件	0件	
相談機関との連携強化の取組の実施	相談支援部会で2回実施	中濃圏域相談支援に関する勉強会 10回	

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	計画値 (令和5年度)	実績値 (令和4年度)	内容
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用（参加人数）	県が実施する研修会や障がい者総合支援協議会で実施する研修に参加 3人	県が実施する研修会や障がい者総合支援協議会で実施する研修に参加 3人	令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を確保することを基本とする。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数	中濃圏域自立支援協議会において実施 2回	本市における協議のみ	

(7) 障がい児支援の提供体制の整備等

項目	計画値 (令和5年度)	実績値 (令和4年度)	内容
児童発達支援センターの設置	1箇所	1箇所	令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上設置する。
保育所等訪問支援の実施	1箇所	1箇所	令和5年度末までに、各市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所	1箇所	令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上確保する。
医療的ケア児の支援のための協議の場の設置	2箇所	2箇所 (関市障がい者総合支援協議会、子ども家庭総合支援拠点)	令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置する。
医療的ケア児に対するコーディネーターの配置	3人	0人	

3 アンケート調査・ヒアリング調査からみられる現状

(1) アンケート調査

【調査の概要】

本計画の策定にあたり、障がいのある人のサービス利用状況や今後の意向を把握し、計画策定の基礎資料とするため、障がい福祉に関するアンケートを実施しました。

■アンケート調査の概要

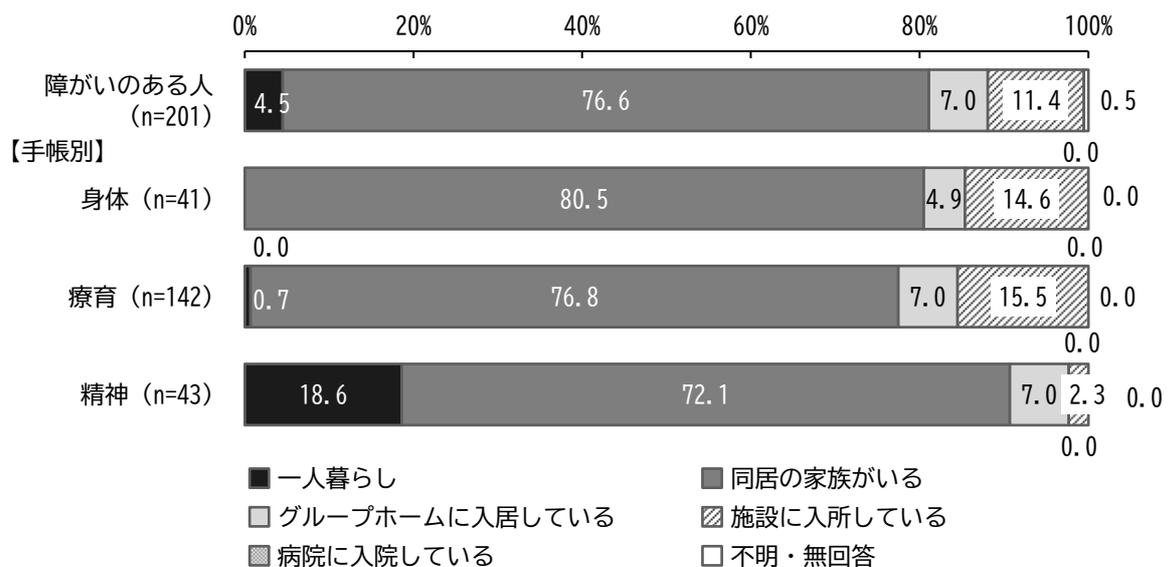
対象者	実施時期	実施方法	回収数
市内にお住まいの障がい福祉サービス等を利用している人及びサービスを利用していない13～18歳の身体障害者手帳または療育手帳所持者 500人	令和5年6月1日～6月23日	郵送による配布・回収	201件 回収率：40.2%

【調査結果】

①暮らしの状況

暮らしの状況についてみると、「同居の家族がいる」が76.6%と最も高く、次いで「施設に入所している」が11.4%、「グループホームに入居している」が7.0%となっています。

手帳別にみると、いずれも「同居の家族がいる」が最も高くなっています。



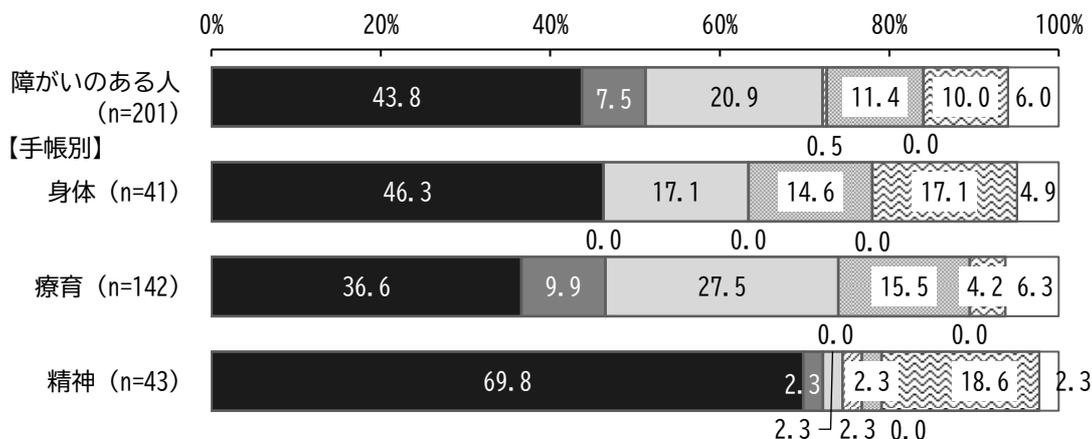
また、10年後の居住の場の考えについて、現在の住まい別にみると、10年後も現在と同じ場所で生活を過ごしたいと考える人の割合が高くなっています。なお、現在の住まいが「自宅」の人も、「入所施設」や「グループホーム」での生活意向がみられます。

■10年後の居住の場への考え

現在の住まい（上位3位）	今後10年程度の希望する居住の場（上位3位）		
	1位	2位	3位
自宅（持ち家）（n=133）	自宅（持ち家） （85.0%）	入所施設 （10.5%）	グループホーム （9.8%）
アパート・賃貸住宅・借家 （n=21）	アパート・賃貸住宅・ 借家（61.9%）	自宅（持ち家）、市営住宅、入所施設（9.5%）	
グループホーム （n=12）	グループホーム （100.0%）	アパート・賃貸住宅・ 借家（16.7%）	

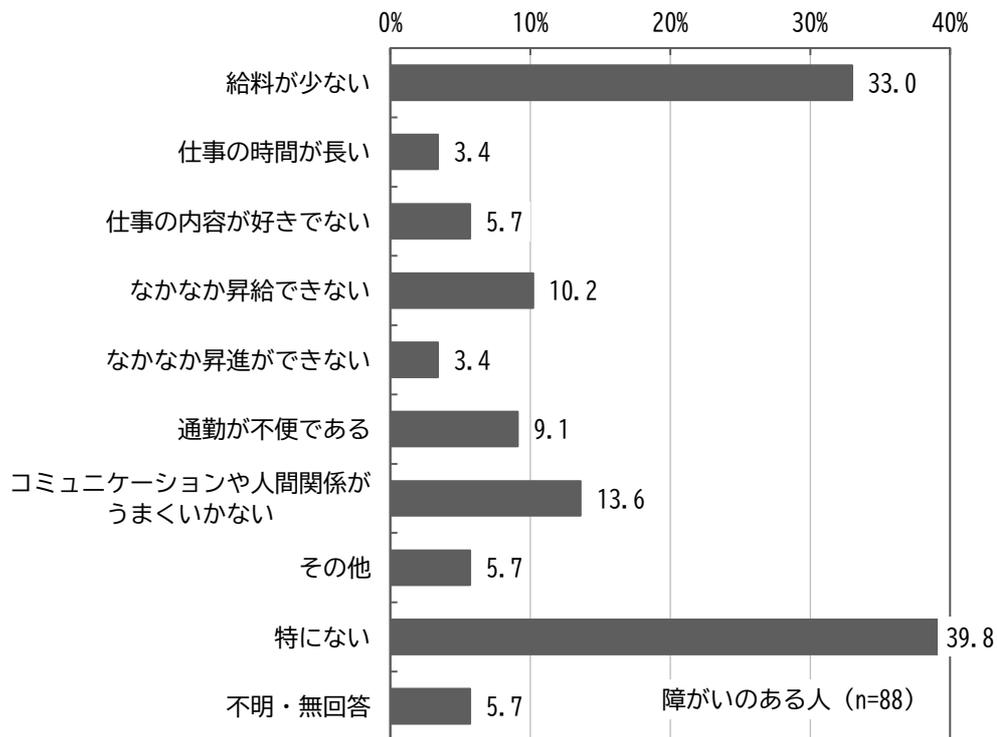
②日中活動について

日中の過ごし方についてみると、「仕事をしている」が43.8%と最も高く、次いで「小・中学校、特別支援学校小・中学部、幼稚園、保育園、親子教室に通っている」が20.9%となっています。



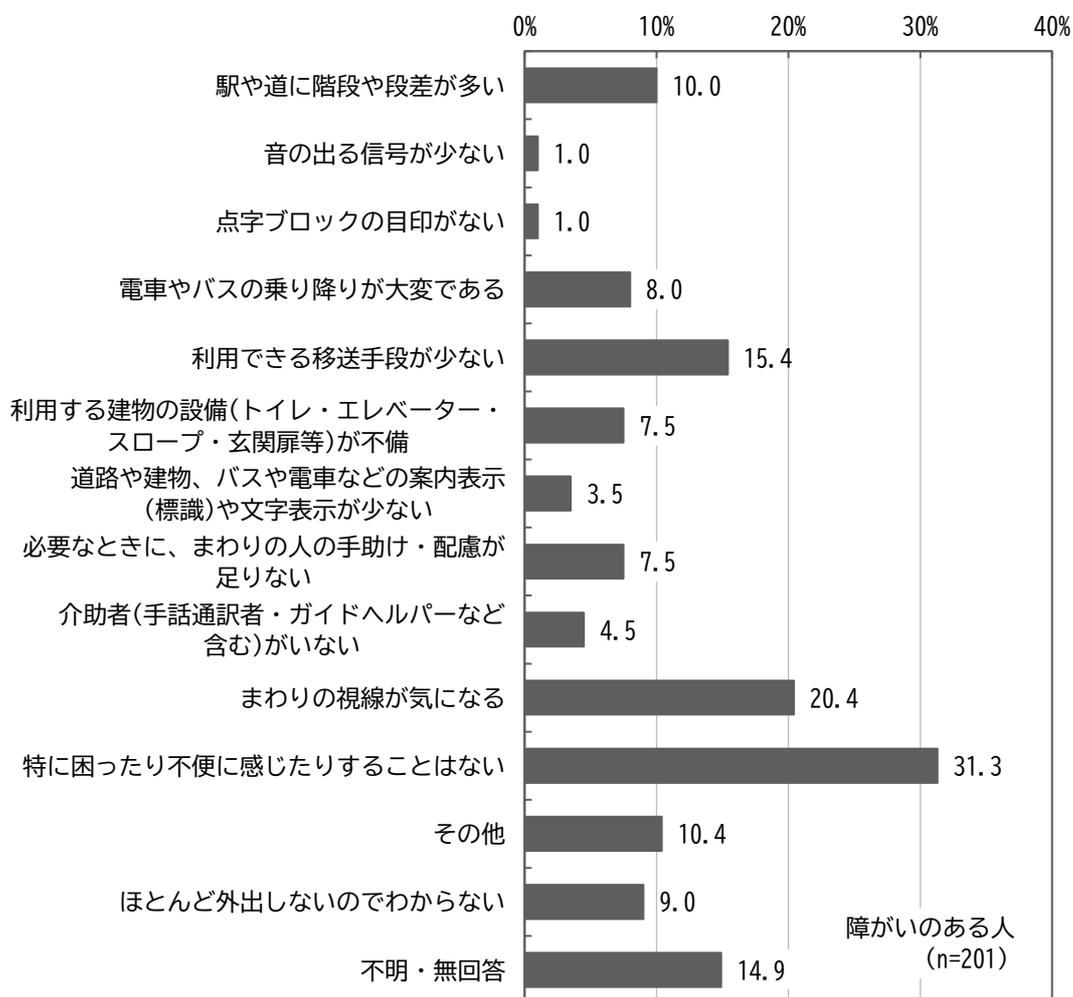
- 仕事をしている
- 職業訓練校、高等学校、特別支援学校高等部に通っている
- 小・中学校、特別支援学校小・中学部、幼稚園、保育園、親子教室に通っている
- ▨ 大学・短大（大学院含む）、専門学校に通っている
- 施設に入所している
- ▨ 医療機関に入院している
- ▨ いずれも該当せず自宅にいる
- 不明・無回答

また、仕事をしている人のうち、現在の仕事に対する不安や不満についてみると、「特にない」が39.8%と最も高く、次いで「給料が少ない」が33.0%となっています。



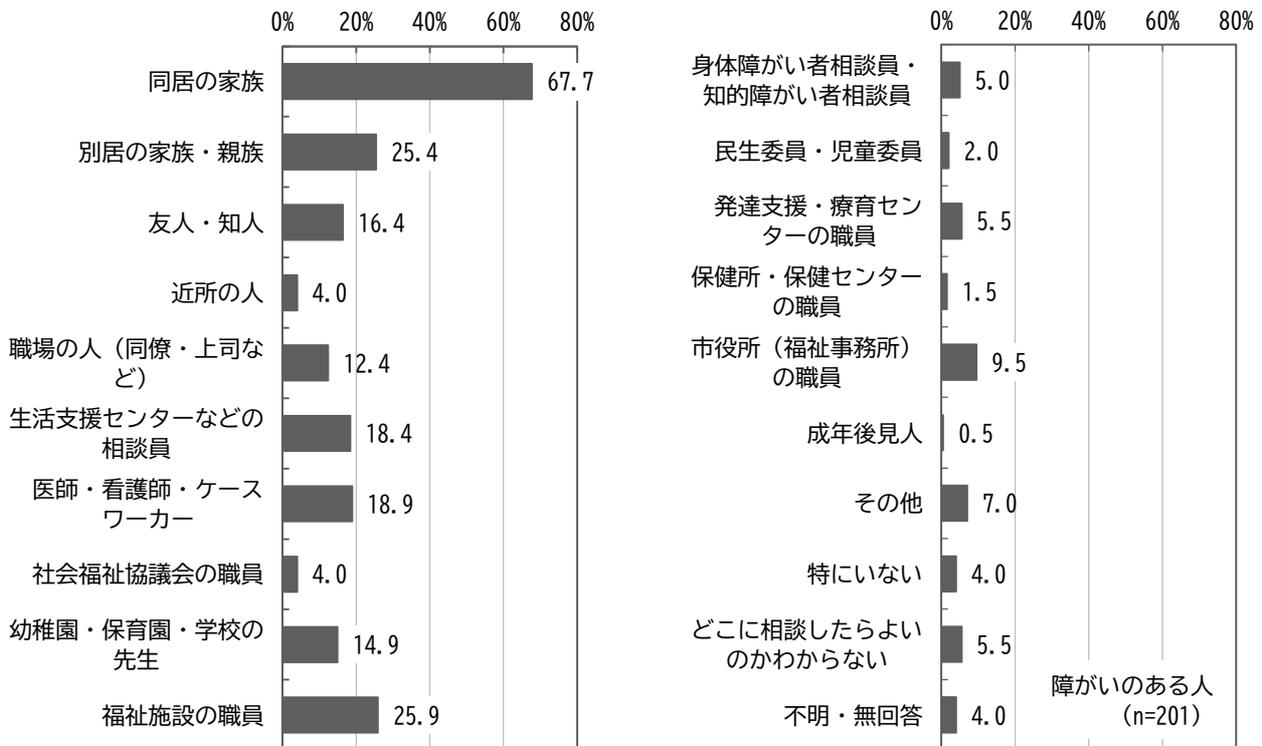
③外出について

外出した時に困ることについてみると、「特に困ったり不便に感じることはない」が31.3%と最も高く、次いで「まわりの視線が気になる」が20.4%となっています。

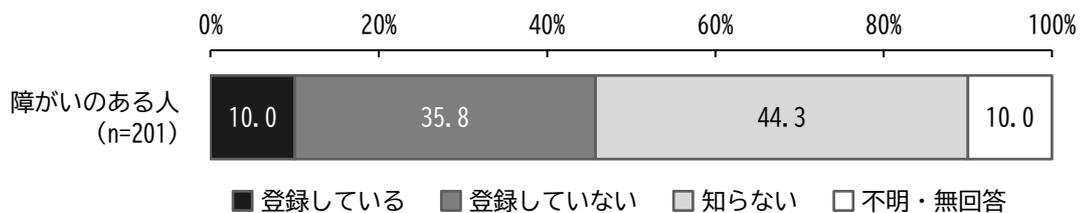


④困った時の対応について

困った時に相談する相手についてみると、「同居の家族」が67.7%と最も高く、次いで「福祉施設の職員」が25.9%となっています。



関市避難行動要支援者名簿への登録についてみると、「登録している」が10.0%、「登録していない」が35.8%、「知らない」が44.3%となっています。



(2) ヒアリング調査

【調査の概要】

本計画の策定にあたり、市内の障がいに係る障がい福祉サービス事業所の実態と今後の方向性を把握し、計画策定の基礎資料とするため、ヒアリング調査を実施しました。

■ヒアリング調査の概要

対象者	実施時期	実施方法
市内の障がい福祉サービス 提供事業所 36 法人 ※事業所ごとに頂いた回答は、 法人でまとめました。	令和5年8月9日～8月31日	郵送による 配布・回収

【調査結果】

① 各種サービスの市民の利用状況及び利用者の動向

回答事業所の令和5年8月時点のサービス提供状況は、次の通りです。

■サービス種別利用状況

サービス種別	回答	新規の受け入れ等の余裕（件数）			
		十分余裕がある	余裕はややある	余裕はない	
介護給付	居宅介護	4	0	0	4
	重度訪問介護	3	0	0	3
	同行援護	1	0	0	1
	行動援護	1	0	0	1
	生活介護	8	2	4	2
	短期入所	6	1	4	1
	施設入所支援	4	0	2	2
訓練等給付	就労移行支援	1	1	0	0
	就労継続支援（A型）	8	5	3	0
	就労継続支援（B型）	13	6	6	1
	共同生活援助 （グループホーム）	7	2	2	3
相談支援	計画相談支援	5	1	2	2
	地域移行支援	3	0	2	1
	地域定着支援	3	0	2	1

サービス種別		回答	新規の受け入れ等の余裕（件数）		
			十分余裕がある	余裕はややある	余裕はない
通所支援等 障害児	障害児相談支援	7	1	2	4
	児童発達支援	4	1	1	2
	放課後等デイサービス	13	1	7	5
支援事業 地域生活	地域活動支援センター	1	0	0	1
	移動支援	4	0	0	4
	日中一時支援	7	2	3	2

※各サービスの新規の受け入れ等の状況について、最も回答数が多かった選択肢に色を付けています。
 ※回答がなかったサービスについては、上記表の一覧には掲載していません。

②新規実施・休止・廃止を予定しているサービスの状況

事業所で新規実施予定のサービスは、共同生活援助、生活介護となっています。一方で、休止・廃止を予定しているサービスは障害児相談支援、共同生活援助、居宅介護、重度訪問介護、同行援護となっています。

■新規実施・休止・廃止サービス

(単位：件)

状況	サービス名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度以降
新規	共同生活援助	-	1	-	1	1
	生活介護	-	1	-	-	-
廃止	共同生活援助	2	-	-	-	-
	居宅介護	-	1	-	-	-
	重度訪問介護	-	1	-	-	-
	同行援護	-	1	-	-	-
	障害児相談支援	-	1	-	-	-

第3章 基本的な方針

1 計画の基本理念

令和6年3月に策定している「第3期関市障がい者計画 一しあわせ共生プラン」では、本市の障がい者施策全体の方向性を定めており、基本理念を「障がいのある人もない人も つながりあい 支えあい みんなの居場所となる共生のまち せきし」とし、障がいのある人もない人も主体性を持ち、互いに協働することによって地域で共生できるまちを目指して障がい者福祉施策を推進していきます。

本計画は、「第3期関市障がい者計画 一しあわせ共生プラン」の考えに基づき、障がい福祉サービス等を円滑に提供することを目的とするため、本計画においても「障がいのある人もない人も つながりあい 支えあい みんなの居場所となる共生のまち せきし」の基本理念に基づき、施策を推進します。

障がいのある人もない人も つながりあい 支えあい
みんなの居場所となる共生のまち せきし

2 計画の基本的な視点

本計画においては、国の基本方針を踏まえ、以下の基本的視点を持ち、障がい福祉サービス等の円滑な提供を図ります。

(1) 障がいのある人の意見と自己決定の尊重（意思決定支援）

障がいのある人が自身の意思決定に基づき、地域での共生や社会参加を実現できるよう、障がい福祉サービス等の提供によって、その意思決定を支援します。また、障がいのある人が自ら社会に参加する主体であることを認識し、意見の把握に努めます。

(2) 住み慣れた地域で生活し続けるための障がい特性に対応した障がい福祉サービスの提供（地域生活支援拠点の整備）

障がいの重度化、障がいのある人の高齢化や「親亡き後」を見据え、緊急時の受入体制、障がい福祉サービスの利用体験ができる場、施設入所・入院等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等に関わるサービスの提供体制を整備します。

また、それぞれの障がいにより求められる支援は多様であるため、障がいの特性や、個々の性別、年齢、健康状態等を踏まえて、障がい福祉サービスを提供します。

さらに、障がいのある人が安心して自立した地域生活に移行できるよう、地域生活支援拠点におけるサービス提供事業所との連携のもと、必要な支援に努めるとともに、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムの実現に向けた検討を進めます。

(3) 地域共生社会を実現する支援

障がいのある人とない人がともに生きられる社会を実現するためには、市民の障がいに対する適切な理解が不可欠です。そのため、あらゆる場面において、社会的障壁をなくし、障がいの有無に関わらず多様な参加・参画機会を確保します。

また、障がいのある人が身近な場所で障がいに関することや日常生活を送る上で困っていることを相談することができるよう、行政、地域、事業所や障がいのある人に関わる各種団体が連携した相談支援体制を構築します。

(4) ライフステージに応じた包括的な支援

障がいのある人や医療的ケアを必要とする人、難病患者等が生涯を通じて安心して、生きがいをもって暮らすことができるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携し、切れ目のない一貫した支援を行います。

高齢で支援を必要としている人については、介護保険制度との整合を図り、スムーズなサービス等の移行を図ります。

また、障がいのある子どもや医療的ケア児については、本人の利益を最大限に考慮するとともに、早期発見と専門的な療育につなげます。

(5) サービス提供体制の強化・充実

本市では、さまざまな事業所が障がいのある人のニーズに対応できるサービスを提供しています。住み慣れた地域や場所で暮らしたり、各種活動を活発に行えるよう、サービス提供事業所との連携を強化し、サービスの質の向上や人材の確保に向けた取組を推進します。

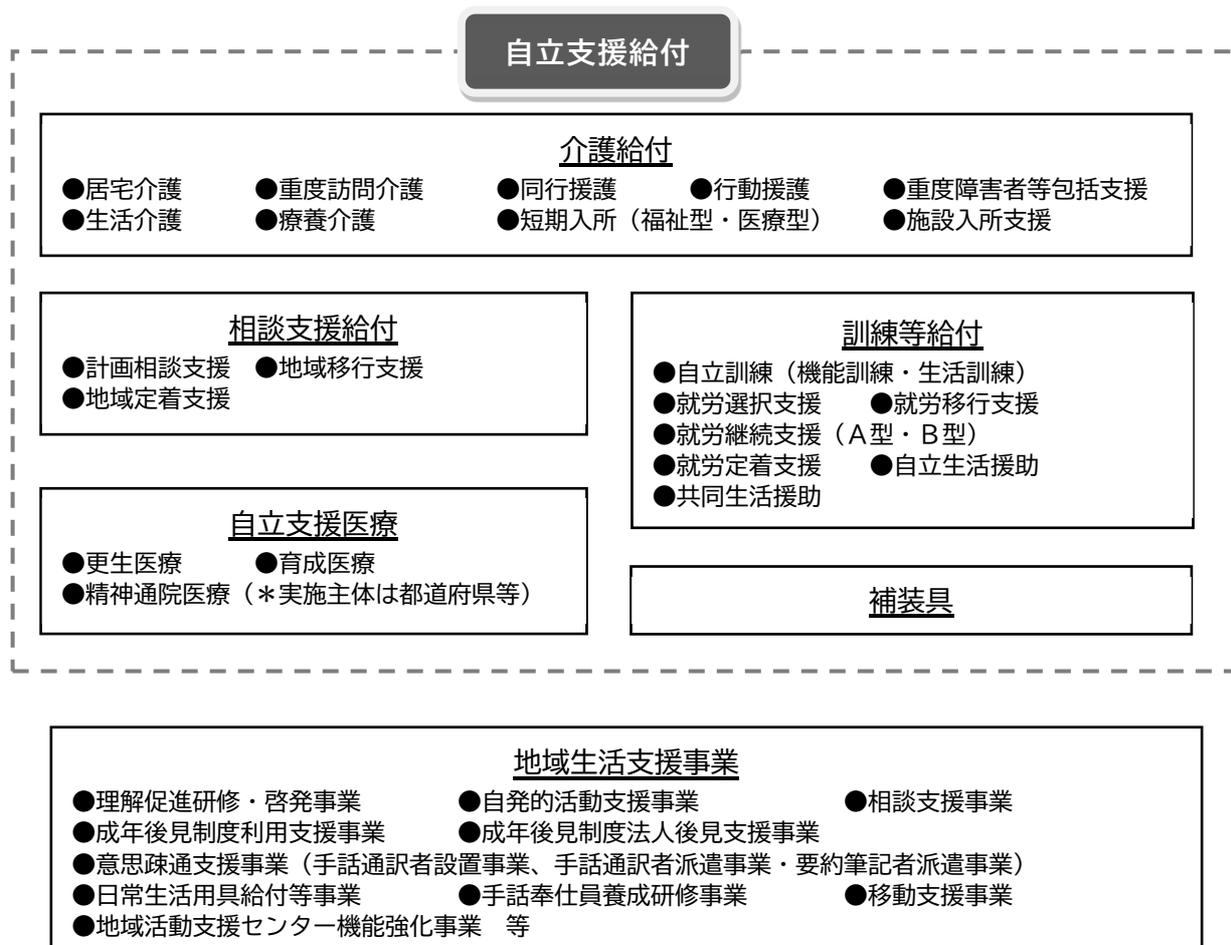
3 サービス体系

「障害者総合支援法」には、全国一律で共通に介護などのサービスを提供する「自立支援給付」と、市町村が地域の状況に応じて必要な事業を行う「地域生活支援事業」があります。

「自立支援給付」には、介護、訓練等、相談支援、補装具、自立支援医療などの給付が定められています。「介護給付」は、障がいにより必要とされる支援の度合を示す「障害支援区分」によって、受けられる給付が決定されます。「訓練等給付」は、就労支援や共同生活援助（グループホーム）などです。「相談支援給付」は、地域相談支援や障がい者のサービス等利用計画作成などの給付です。

「地域生活支援事業」には、必須事業と任意事業があります。市町村の必須事業として、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業を行い、その他任意事業を行います。

■自立支援給付と地域生活支援事業の体系



■ 「障害者総合支援法」「児童福祉法」に基づくサービス等の体系

区分		サービス等
障がい福祉サービス等	訪問系	<ul style="list-style-type: none"> ●居宅介護 ●同行援護 ●重度障害者等包括支援 ●重度訪問介護 ●行動援護
	日中活動系	<ul style="list-style-type: none"> ●生活介護 ●自立訓練（機能訓練・生活訓練） ●就労選択支援 ●就労移行支援 ●就労定着支援 ●短期入所（福祉型・医療型） ●就労継続支援（A型・B型） ●療養介護
	居住系	<ul style="list-style-type: none"> ●自立生活援助 ●施設入所支援 ●共同生活援助
	相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ●計画相談支援 ●地域定着支援 ●地域移行支援
	障害児支援	<ul style="list-style-type: none"> ●児童発達支援 ●放課後等デイサービス ●保育所等訪問支援 ●居宅訪問型児童発達支援 ●障害児相談支援
地域生活支援事業	必須事業	<ul style="list-style-type: none"> ●理解促進研修・啓発事業 ●自発的活動支援事業 ●相談支援事業 ●成年後見制度利用支援事業 ●成年後見制度法人後見支援事業 ●意思疎通支援事業 （手話通訳者設置事業、手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業） ●日常生活用具給付等事業 ●手話奉仕員養成研修事業 ●移動支援事業 ●地域活動支援センター機能強化事業
	任意事業	<ul style="list-style-type: none"> ●訪問入浴サービス事業 ●日中一時支援 ●奉仕員養成研修事業 ●自動車運転免許取得事業 ●自動車改造助成事業 ●介助用自動車購入等助成事業

第4章 障がい福祉サービス見込量と確保方策

1 障がい福祉サービスの成果目標

国の基本指針を踏まえるとともに、本市における実績と地域の実情を考慮し、数値目標を設定しました。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

■国の基本指針

項目	内容
施設入所者の地域生活への移行	令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
施設入所者の削減	令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から、5%以上削減することを基本とする。

■本市の目標設定

項目	人数	備考
令和4年度の末時点の施設入所者数	122人	令和4年度末施設入所者数（実績値）
令和8年度の末時点の施設入所者数	116人	令和4年度末時点の施設入所者数を5%削減する。
施設入所者の地域生活への移行	7人	令和4年度末時点の施設入所者数のうち令和8年度末までに6%が地域生活へ移行する。
施設入所者の削減	6人	令和4年度末時点の施設入所者数を5%削減する。

【考え方】

本市の令和4年度末時点の施設入所者数は122人となっています。国の基本指針と本市の地域生活への移行状況を踏まえ、令和8年度末までに地域生活への移行者を7人とすることを目標とします。

また、施設入所者数は令和4年度実績から6人削減することを目標とします。関市障がい者総合支援協議会における検討などを進め、施設入所者の地域生活への移行を進めます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

■国の基本指針

項目	内容
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	<p>ア. 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数については、325.3日以上とすることを基本とする。【目標設定都道府県】</p> <p>イ. 令和8年度の全国の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を設定する。【目標設定都道府県】</p> <p>ウ. 精神病床における早期退院率については、3ヶ月時点68.9%以上、6ヶ月時点84.5%以上、1年時点91.0%以上とすることを基本とする。【目標設定都道府県】</p>

■本市の目標設定

項目	実績値 (令和4年度)	目標値		
		(令和6年度)	(令和7年度)	(令和8年度)
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	0人	2人	2人	3人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	0人	2人	2人	3人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	28人	30人	32人	34人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	0人	1人	1人	1人
精神障害者の自立訓練（生活支援）の利用者数	2人	2人	2人	2人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数（年間）	1回	1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の参加人数（年間）	31人	31人	31人	31人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回	1回

【考え方】

国指針による成果目標は、岐阜県が定めることとなっています。

本市の精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標としては、精神障がい者への各種事業の利用を促進するとともに、保健、医療及び福祉関係者による協議の場を定期的で開催することで、連携体制の強化を図ります。さらに、保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価を行うことで、精神障がい者の生活状況やニーズに合わせた支援を充実させます。

(3) 地域生活支援の充実

■国の基本指針

項目	内容
地域生活支援の充実	各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
強度行動障害を有する者への支援体制の充実	強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

■本市の目標設定

項目	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
地域生活支援拠点等の設置箇所数	中濃圏域共同で1箇所	中濃圏域共同で1箇所
コーディネーターの配置人数	0人	1人
地域生活支援拠点等の運用状況の検証	1回	1回
強度行動障がい状況や支援ニーズを把握し、地域関係機関が連携した支援体制の整備	無	中濃圏域共同で整備

【考え方】

地域生活支援拠点等の整備については、本市においては中濃圏域共同で1箇所行っています。本計画においては、サービス事業所の拡充により、体制のさらなる充実を図ります。

また、地域生活支援拠点の運用状況の検証については、中濃圏域自立支援協議会において年1回以上検証の機会を設けます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

■国の基本指針

項目	内容
①一般就労への移行者数	<p>就労移行支援事業等の利用を経て一般就労に移行する者の数を令和8年度中に令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。</p> <p>ア. 就労移行支援事業 令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。</p> <p>イ. 就労継続支援A型事業 令和3年度実績の概ね1.29倍以上を目指す。</p> <p>ウ. 就労継続支援B型事業 令和3年度実績の概ね1.28倍以上を目指す。</p> <p>また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。</p>
②就労定着支援事業利用者	<p>令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。</p>
③就労定着支援事業の就労定着率	<p>令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。</p> <p>また、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。</p>

■本市の目標設定

項目	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
一般就労への移行者数	10人	14人
ア. 就労移行支援事業	1人	2人
イ. 就労継続支援A型事業	7人	9人
ウ. 就労継続支援B型事業	2人	3人
一般就労への移行が5割以上の就労移行支援事業所	1事業所	1事業所
就労定着支援事業利用者数	0人	2人
就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所	0事業所	1事業所

【考え方】

就労移行支援事業及び就労継続支援事業等の推進により、障がい者の希望や能力等に応じて、福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。

就労定着支援事業の利用者数及び就労定着支援事業による就労定着率の目標においては、市内や近隣市町の就労定着支援サービス事業所等と連携を図り、現状を踏まえた目標値とします。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

■国の基本指針

項目	内容
相談支援体制の充実・強化等	<p>令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。</p> <p>協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。</p>

■本市の目標設定

項目	実績値 (令和4年度)	目標値		
		(令和6年度)	(令和7年度)	(令和8年度)
基幹相談支援センターの設置	有	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	0件	1件	1件	1件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	0件	1件	1件	1件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施	10回	10回	10回	10回
個別事例の支援内容の検証の実施	6回	6回	6回	6回
主任相談支援専門員の配置数	0人	0人	0人	1人
相談支援事業所の参画による事例検討実施	6回	6回	6回	6回
参加事業者・機関数	5事業者	5事業者	5事業者	5事業者
専門部会の設置数	4部会	4部会	4部会	4部会
専門部会の実施回数	13回	14回	14回	14回

【考え方】

本市では、すでに基幹相談支援センターを設置しており、今後も総合的・専門的な相談支援を実施します。また、総合的・専門的な相談支援の実施や、訪問等による専門的な指導・助言等を進めます。加えて、協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善に取り組みます。

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

■国の基本指針

項目	内容
障がい福祉サービス等の質の向上	令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

■本市の目標設定

項目	実績値 (令和4年度)	目標値		
		(令和6年度)	(令和7年度)	(令和8年度)
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用（参加人数）	3人	3人	3人	3人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数	0回	0回	0回	1回

【考え方】

県が実施する研修会や関市障がい者総合支援協議会で実施する研修について、参加機会や参加者数を増やすことで、障がい福祉サービスの質の向上に一層注力します。

また、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果について、中濃圏域自立支援協議会で共有します。

2 障がい福祉サービスの見込量と確保方策

これまでの障がい福祉サービスの利用状況を踏まえ、各サービスの利用者数等の推計を行い、サービス見込量を設定しました。

(1) 訪問系サービス

【訪問系サービスの内容】

サービスの種類		内容
①	居宅介護（ホームヘルプサービス）	日常生活を営むことが困難な身体障がいのある人、支援が必要な精神障がいのある人、難病患者等にホームヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、家事援助、その他日常生活上の介護等を行います。
②	重度訪問介護	常時介護を必要とする重度の肢体不自由または知的障がい、精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある人に対して、入浴、排せつ、家事援助、その他日常生活上の介護等を行うとともに、外出時における移動中の介護を総合的に行います。
③	同行援護	視覚障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある人に対して、社会生活上、外出することが必要な場合において外出時における移動先での食事・排せつ等に必要な情報提供や移動及び代筆、代読の支援等の援助を行います。
④	行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護が必要な障がいのある子どもや障がいのある人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介助、その他の必要な介助を行います。
⑤	重度障害者等包括支援	常時介護を要する重度の肢体不自由者や知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある人が、その介護の必要の程度が著しい際に、日常生活上の介護等を総合的に行います。

【今後の方向性】

① 居宅介護（ホームヘルプサービス）

居宅介護が必要な人に円滑にサービスを提供することができるよう、サービス提供体制を整備します。

また、難病患者等も適切にサービスを受けることができるよう、事業所の職員の研修等を行います。

さらに、障がい福祉サービスと介護保険サービスを一体的に提供する「共生型サービス」を含めた介護保険サービス事業所の参入を促進します。

② 重度訪問介護

重度の知的障がいのある人、精神障がいのある人が適切にサービスを利用することができるよう、情報提供を行います。また、サービスの特性上1回あたりの利用時間が長く、継続的な利用となることから、適切なサービスの提供ができるよう事業所と協議を進めます。

重度訪問介護のニーズを把握し、適切なサービスの提供につなげます。

③ 同行援護

視覚障がいのある人等の社会参加や自立支援、介護者の負担軽減のため、利用者の状況に応じたサービスの提供ができるよう、事業所の確保に努めます。

④ 行動援護

障がいのある人の社会参加や自立支援及び介護者の負担軽減のため、一定の支給基準のもと、必要に応じたサービスが提供できるよう事業所の確保に努めます。

⑤ 重度障害者等包括支援

サービスの利用の希望があった際は、適切なサービスを提供できるよう支援します。また、重度障害者等包括支援サービスを行う事業者の新規参入を促します。

■訪問系サービスの見込量（1か月あたり）

サービスの種類			第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込み）		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①	居宅介護	人	63	50	50	55	55	55
		時間	631	462	443	550	550	550
②	重度訪問介護	人	0	4	4	5	5	5
		時間	0	294	289	365	365	365
③	同行援護	人	9	9	9	10	10	10
		時間	102	91	79	120	120	120
④	行動援護	人	5	5	5	6	6	6
		時間	83	75	79	102	102	102
⑤	重度障害者等包括支援	人	0	0	0	0	0	0
		時間	0	0	0	0	0	0

※月あたり延べ利用者数、時間数。令和5年度のみ、7月までの実績から算出した見込み値。

(2) 日中活動系サービス

【日中活動系サービスの内容】

サービスの種類		内容
①	生活介護	常時介護を必要とする障がいのある人が、主として昼間に障がい者支援施設やその他施設に通い、入浴、排せつ、食事等の介助、その他日常生活上の介護等のサービスを受けながら、各種創作活動や生産活動を行えるように支援します。
②	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、身体機能または生活機能の向上のために、施設等において訓練を行います。
③	就労選択支援	障がいのある人の希望や能力・適正に応じて、就労先の選択への支援（就労アセスメント）を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障がいのある人の就労を支援します。
④	就労移行支援	就労を希望する障がいのある人に対して、生産活動やその他の活動機会の提供を通して、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
⑤	就労継続支援（A型・B型）	通常の事業所での雇用が困難な障がいのある人に対して、就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動機会の提供を通して、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
⑥	就労定着支援	相談を通じて就業に伴う生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
⑦	療養介護	医療を要する常時介護を必要とする障がいのある人に対して、主として昼間に、病院その他施設において行われる機能訓練、療養、看護、日常生活の介護等を行います。
⑧	短期入所（福祉型・医療型）	介護者の病気、出産等により、一時的に家庭での介護が困難な場合、障がいのある人やその家族等の負担を軽減するため、在宅で生活する障がいのある人の一時的な施設入所支援を行います。

【今後の方向性】

① 生活介護

利用者が増加傾向にあり、ニーズに対応するため、サービス提供量の拡大や生活介護を提供する事業所の参入を図るとともに、強度行動障がいに対応できる事業所の増加を促すなど、サービス提供体制の整備に努めます。

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立訓練が必要な人が適切なサービスを受けることができるよう、提供体制の整備に努めます。

③ 就労移行支援

障がいのある人が円滑に一般就労へ移行できるよう、事業所や学校等の関係機関と連携しながら、就労移行支援を行います。

④ 就労選択支援

利用意向や状況を把握の上、サービスが円滑に提供できる体制の整備に努めます。

⑤ 就労継続支援（A型・B型）

障がいのある人の日中活動や福祉的就労、一般就労へ向け、サービス利用者のニーズに対して、個別支援計画に基づき適切なサービス提供を行います。公共職業安定所（ハローワーク）や障害者就業・生活支援センター、就労系サービス事業所とのネットワークを活用することで、一般就労が難しい障がいのある人の就労へ向けた支援へつなげます。さらに、特別支援学校と連携し、適切なアセスメントのもと在学中から就労への準備を行い、一般企業等への就職を支援します。

⑥ 就労定着支援

障がいのある人への就労機会の提供の場として、長期間就労できるよう、障がいのある人の特性やニーズに応じたサービス提供体制の構築に努めます。

⑦ 療養介護

医療的な支援を要する障がいのある人の把握を行い、適切にサービスが提供できるよう、サービス提供体制の整備に努めます。

⑧ 短期入所（福祉型・医療型）

介護者が介護を行うことができない突発的な状況下でも、介護する側・される側がともに安心して生活を送ることができるよう、障がいのある人が適切な介護を受けることができる体制の整備を進めます。

■日中活動系サービスの見込量（1か月あたり）

サービスの種類			第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込み）		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①	生活介護	人	277	296	267	275	275	275
		人日	5,747	5,647	5,447	5,775	5,775	5,775
②	自立訓練 （機能訓練）	人	0	0	0	0	0	0
		人日	0	0	0	0	0	0
	自立訓練 （生活訓練）	人	1	3	3	3	3	3
		人日	21	26	26	63	63	63
③	就労選択支援	人					0	0
		人日					0	0

※月あたり延べ利用者数、時間数。令和5年度のみ、7月までの実績から算出した見込み値。

サービスの種類			第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込み）		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
④	就労移行支援	人	10	10	10	10	10	10
		人日	156	175	175	200	200	200
⑤	就労継続支援（A型）	人	130	143	149	155	160	165
		人日	2,678	2,924	2,943	3,255	3,360	3,465
	就労継続支援（B型）	人	131	162	165	175	180	185
		人日	2,174	2,762	2,785	3,150	3,240	3,330
⑥	就労定着支援	人	1	0	0	1	1	1
⑦	療養介護	人	6	6	6	6	6	6
⑧	短期入所（福祉型）	人	34	29	37	40	40	40
		人日	221	168	203	288	288	288
	短期入所（医療型）	人	2	6	6	7	7	7
		人日	5	35	24	57	57	57

※月あたり延べ利用者数、時間数。令和5年度のみ、7月までの実績から算出した見込み値。

(3) 居住系サービス

【居住系サービスの内容】

サービスの種類		内容
①	自立生活援助	定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスです。
②	共同生活援助（グループホーム）	地域において共同生活を営むのに支障のない障がいのある人に対して、主として夜間に、共同生活を営む住居において入浴、排せつ、家事援助、相談など日常生活上の援助を行います。
③	施設入所支援	在宅での生活が困難な障がいのある人が施設において、主として夜間に、入浴、排せつ、家事援助、その他日常生活上の介護等のサービスを提供します。

【今後の方向性】

① 自立生活援助

自立生活援助を必要とする人の把握を進め、ニーズに応じたサービス提供体制を構築することで、障がいのある人の自立した生活の実現へ向けた支援を行います。

② 共同生活援助（グループホーム）

施設入所者や退院可能な精神障がいのある人の地域移行を促進するため、本市内外の事業所を問わず利用を推進するとともに、本市内でのサービス提供体制の整備に努めます。

③ 施設入所支援

在宅での生活が困難な障がいのある人が施設で支援を受けることができるよう、施設の整備を進めます。

また、施設入所者が再び地域で生活を送ることができるよう、地域環境の整備や地域生活への復帰へ向けた支援を行います。

■居住系サービスの見込量（1か月あたり）

サービスの種類			第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込み）		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①	自立生活援助	人	1	2	0	1	1	1
②	共同生活援助（グループホーム）	人	91	92	93	95	97	100
③	施設入所支援	人	119	122	122	120	118	116

※月あたり延べ利用者数、時間数。令和5年度のみ、7月までの実績から算出した見込み値。

(4) 相談支援

【相談支援の内容】

サービスの種類		内容
①	計画相談支援	障がい福祉サービス等を利用するすべての障がいのある人に対し、相談支援専門員がサービス利用のため支援や調整を行い、サービス等利用計画案を作成するとともに、サービス等の利用状況の検証・計画の見直しを行います。
②	地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がいのある人、または精神科病院に入院している精神障がいのある人に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談や支援を行います。
③	地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がいのある人、地域生活に不安を感じる障がいのある人等に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談や支援を行います。

【今後の方向性】

① 計画相談支援

ここ数年で利用量が大幅に増加していることを踏まえ、相談支援専門員を増員し、相談支援事業所やサービス提供事業所と連携し、サービス等利用計画作成に必要な体制を確保します。

② 地域移行支援

指定一般相談支援事業者等との連携を図り、福祉施設の入所者や入院中の精神障がいのある人等のスムーズな地域生活への移行ができるよう、検討を進めます。

③ 地域定着支援

地域に移行した障がいのある人が安心して地域で暮らし続けることができるよう、相談や支援を行います。

■相談支援の見込量（1か月あたり）

サービスの種類			第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込み）		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①	計画相談支援	人	135	152	155	155	155	155
②	地域移行支援	人	0	0	0	2	2	3
③	地域定着支援	人	0	0	0	2	2	3

※月あたり延べ利用者数、時間数。令和5年度のみ、7月までの実績から算出した見込み値。

3 地域生活支援事業の見込量と確保方策

(1) 地域生活支援事業

【地域生活支援事業の内容】

サービスの種類		内容	
①	理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活をする上で生じる社会的障壁をなくし、障がいのある人も地域の構成員の一人として暮らせるよう、地域の住民に対しての働きかけを強化します。	
②	自発的活動支援事業	障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。	
③	相談支援事業	障がいの種別（身体障がい・知的障がい・精神障がい）に関わらず、障がいのある人の自立支援を目的とした総合的な相談窓口を開設することで、必要な情報の提供や助言を行います。	
④	成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がいのある人に対し、裁判所への申立ての支援や成年後見制度の利用に要する費用について補助します。	
⑤	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。	
⑥	意思疎通支援事業	手話通訳者の設置や、公的機関等への手話通訳者や要約筆記者の派遣により、聴覚や音声・言語機能に障がいのある人に対し、コミュニケーションの支援を行います。	
⑦	日常生活用具給付等事業	障がいのある人が在宅で快適に生活できるよう、日常生活用具の購入費や住宅改修費の一部または全額を助成します。	
⑧	手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員の養成により、意思疎通を図る際に支障をきたす障がいのある人のコミュニケーションを支援します。	
⑨	移動支援事業	障がいのある人が安心して外出できるよう、移動支援の充実を図ります。	
⑩	地域活動支援センター機能強化事業	創作的活動や生産活動の場を提供することにより、生きがいづくりへつなげます。	
⑪	市町村任意事業	訪問入浴サービス事業	利用者の自宅に専用の浴槽を持参し、入浴を支援します。
		日中一時支援事業	家族や介護者の休息のために、障がいのある人の日中の居場所を提供します。
		奉仕員養成研修事業	手話講座、点訳講座、音訳講座、傾聴講座を開講します。
		自動車運転免許取得事業	障がいのある人が自動車を利用して快適に生活できるよう、運転免許の取得に係る費用を一部助成します。
		自動車改造助成事業	障がいのある人が自動車を利用して快適に生活できるよう、自動車の改造に係る費用を一部助成します。
		介助用自動車購入等助成事業	障がいのある人が自動車を利用して快適に生活できるよう、介助用自動車の購入等に係る費用を一部助成します。

① 理解促進研修・啓発事業

【今後の方向性】

障がいや障がいのある人に対する理解を深めるため、広報や市のホームページ上で啓発を行います。また、障がいのある人とない人が交流できる教室やイベント等を開催します。

■理解促進研修・啓発事業の見込量（年間）

サービスの種類		第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	無	無	有	有

※令和5年度の実績は見込み。

② 自発的活動支援事業

【今後の方向性】

障がいのある人や障がい者福祉に係る団体等に対し、団体が活動する場や情報の提供、活動への参加を促進し、ピアサポートや災害対策、孤立防止活動支援、ボランティア活動に対する支援を行います。

■自発的活動支援事業の見込量（年間）

サービスの種類		第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	無	有	有

※令和5年度の実績は見込み。

③ 相談支援事業

【今後の方向性】

障がいのある人が日常生活を快適に送ることができるよう、基幹相談支援センターや相談支援事業者と連携し、障がいのある人の相談支援を行います。

また、関市障がい者総合支援協議会において情報の共有を行い、相談事業の質の向上に努めます。

■相談支援事業の見込量（年間）

サービスの種類		第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	箇所	5	5	5	5	5	5
基幹相談支援センター	箇所	有	有	有	有	有	有
総合支援協議会	設置の有無	有	有	有	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	有	有

※令和5年度の実績は見込み。

④ 成年後見制度利用支援事業

【今後の方向性】

成年後見制度について周知を図り、支援が必要な人の利用促進につなげます。

■成年後見制度利用支援事業の見込量（年間）

サービスの種類		第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	人	0	2	0	3	3	3

※年間実利用者数。令和5年度の実績は見込み値。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

【今後の方向性】

近隣市町村と連携しながら、法人後見実施のための研修実施や法人後見の業務を適切に行うための組織体制の整備を検討します。

■成年後見制度法人後見支援事業の見込量（年間）

サービスの種類		第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

※令和5年度の実績は見込み。

⑥ 意思疎通支援事業

【今後の方向性】

障がいのある人も十分にコミュニケーションを取ることができ、支障をきたすことなく快適に日常生活を送ることができるよう、手話通訳者設置事業や手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業を推進します。

■意思疎通支援事業の見込量（年間）

サービスの種類		第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者設置事業	人	1	1	1	1	1	1
手話通訳者派遣事業	件	266	400	400	400	400	400
要約筆記者派遣事業	件	0	0	2	3	3	3

※年間実利用者数。令和5年度の実績は見込み値。

⑦ 日常生活用具給付等事業

【今後の方向性】

日常生活用具や住宅改修を必要とする人が、適切に給付を受けることができるよう周知を図り、利用促進につなげます。

■日常生活用具給付等事業の見込量（年間）

サービスの種類		第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件	12	7	6	10	10	10
自立生活支援用具	件	12	9	10	10	10	10
在宅療養等支援用具	件	5	21	8	8	8	8
情報・意思疎通支援用具	件	2	7	6	8	8	8
排せつ管理支援用具	件	1,800	1,873	1,900	1,900	1,900	1,900
住宅改修費	件	3	1	3	3	3	3

※年間実利用件数。令和5年度の実績は見込み値。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

【今後の方向性】

手話奉仕員の養成のための研修講座を開催し、手話奉仕員の増員に努めます。また、手話奉仕員養成研修事業の周知を図ります。

■手話奉仕員養成研修事業の見込量（年間）

サービスの種類		第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	人	11	9	10	10	10	10

※年間実利用者数。令和5年度の実績は見込み値。

⑨ 移動支援事業

【今後の方向性】

障がいのある人が安心して外出できるよう、移動支援の充実を図ります。

■移動支援事業の見込量（年間）

サービスの種類		第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人	37	38	40	40	40	40
	時間	1,243	886	993	1,000	1,000	1,000

※年間実利用者数、延べ利用時間数。令和5年度の実績は見込み値。

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

【今後の方向性】

地域活動支援センターの設置や機能強化を図り、地域活動支援センターの適切な運営やサービスの質の向上につなげます。

また、地域活動支援センターの周知を図り、利用者の障がいの特性に合わせた活動を提供することで、障がいのある人の地域活動支援センターの利用を促進します。

■地域活動支援センター機能強化事業の見込量（年間）

サービスの種類		第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター機能強化事業	箇所	3	3	3	3	3	3

※年間実利用者数。令和5年度の実績は見込み値。

① 市町村任意事業

【今後の方向性】

ア 訪問入浴サービス事業

障がいのある人も清潔に日常生活を送ることができるよう、入浴を支援します。

イ 日中一時支援事業

事業所の状況を加味しながらサービスの提供を行い、障がいのある人の支援を行うとともに、介護者や家族の負担軽減につなげます。

ウ 奉仕員養成研修事業

後継者不足解消のため、手話講座等の受講人数を増やします。

エ 自動車運転免許取得事業

自動車の運転免許の取得を必要とする人の適切な利用につながるよう周知を図り、利用促進につなげます。

オ 自動車改造費助成事業

自動車の改造を必要とする人の適切な利用につながるよう周知を図り、利用促進につなげます。

カ 介助用自動車購入等助成事業

介助用自動車を必要とする人の適切な利用につながるよう周知を図り、利用促進につなげます。

■市町村任意事業の見込量（年間）

サービスの種類		第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	人	8	11	11	11	11	11
	回	666	615	700	740	740	740
日中一時支援事業	人	55	54	60	60	60	60
	回	3,191	4,393	4,900	5,000	5,000	5,000
奉仕員養成研修事業	人	12人 (手話11人、 点訳1人)	35人 (手話9人、 点訳6人、 傾聴20人)	13人 (手話10人、 点訳3人)	35人 (手話10人、 点訳5人、 傾聴20人)	15人 (手話10人、 点訳5人)	35人 (手話10人、 点訳5人、 傾聴20人)
自動車運転免許取得事業	人	5	6	6	9	9	9
自動車改造費助成事業	人	3	1	5	5	5	5
介助用自動車購入等助成事業	人	2	2	4	4	4	4

※令和5年度の実績は見込み値。

第5章 障がい児福祉サービス見込量と確保方策

1 障がい児支援の提供体制の成果目標

国の基本指針を踏まえるとともに、本市における実績と地域の実情を考慮し、数値目標を設定しました。

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

■国の基本指針

項目		内容
①	児童発達支援センターの設置	令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。 令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
②	難聴児支援のための体制構築	難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定すること。また、令和8年度末までに、各都道府県、また必要に応じて政令市において、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保や、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築を推進すること。【目標設定都道府県】
③	重症心身障害児・医療的ケア児への支援	都道府県は、令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。 令和8年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、各市町村又は各圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
④	障害児入所施設からの円滑な移行調整	入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、令和8年度末までに各都道府県及び各政令市において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。 【目標設定都道府県】

■本市の目標設定

項目		実績値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
①	児童発達支援センターの設置	1箇所	1箇所
②	障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制構築	有	有
③	重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後デイサービス事業所の確保	1箇所	1箇所
④	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	2箇所 (関市障がい者総合支援協議会、 子ども家庭総合支援拠点)	2箇所
⑤	医療的ケア児に対するコーディネーターの配置	0人	1人

【考え方】

本市では、すでに児童発達支援センターの設置・整備を行っていることから、今後もセンターの周知・情報提供に取り組みます。また、障がい児の地域社会への参加・包容の推進体制についても、児童発達センターによる保育所等訪問支援の体制が既に構築されていることから、今後も体制の充実に取り組みます。

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、地域における課題の整理や地域資源の発掘等を行いながら、支援体制の充実を図ります。医療的ケア児に対するコーディネーターの配置については、順次、岐阜県が実施する研修を通じて人材育成を進め、体制の充実を図ります。

2 障がい児福祉サービスの見込量と確保方策

これまでの障がい児福祉サービスの利用状況を踏まえ、各サービスの利用者数等の推計を行い、サービス見込量を設定しました。

(1) 障がい児支援サービス

【障がい児支援サービスの内容】

サービスの種類		内容
①	児童発達支援	未就学の障がい児が通所し、日常生活における基本的動作の指導、日常生活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練、治療（リハビリテーション）の提供等を行います。
②	医療型児童発達支援	児童発達支援のサービスと併せて、医療の提供を行います。 ※令和6年度より児童発達支援に一元化されます
③	放課後等デイサービス	就学している障がい児が放課後や長期休暇中に通所し、日常生活における基本的動作の指導、日常生活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。
④	保育所等訪問支援	障がい児が保育所等で集団生活に適應できるよう、支援員が当該施設に訪問し、専門的な個別的支援を行います。
⑤	居宅訪問型児童発達支援	外出をすることが難しい重度障がい児が療育を受けられるよう支援員が自宅に訪問し、専門的な個別的支援を行います。
⑥	障害児相談支援	障がい児通所サービスを利用する障がい児に、相談支援専門員がサービス利用のため支援や調整を行い、サービス等利用計画案を作成するとともに、サービス等の利用状況の検証、計画の見直しを行います。

【今後の方向性】

① 児童発達支援

適切な支給決定や新規事業所の参入の促進等、サービス提供体制の整備に努めます。また、児童発達支援事業所における適切な運営とサービスの質の向上に努めます。

② 放課後等デイサービス

利用者数が年々増加していることを踏まえ、適切な支給決定や新規事業所の参入の促進等、サービス提供体制の整備に努めます。

また、重度の障がい児を受入れできる事業所の増加や、重度の障がい児に対する適切な支援を行うことができるよう、事業所の支援体制の整備を図ります。

③ 保育所等訪問支援

児童発達支援センターにおいて適切なサービスの提供ができるよう、人員の確保を図ります。また、新規事業所の参入を促進します。

④ 居宅訪問型児童発達支援

サービス利用者のニーズを把握し、サービス提供体制の整備を図ります。

⑤ 障害児相談支援

相談支援事業者と連携し、障がい児のさまざまな課題に対応できる体制を強化します。また、関市障がい者総合支援協議会での情報共有により、より質の高い相談事業が実施できるよう努めます。

■障がい児支援サービスの見込量（1か月あたり）

サービスの種類			第2期計画期間（実績）			第3期計画期間（見込み）		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①	児童発達支援	人	234	248	250	253	253	253
		人日	696	689	700	718	718	718
②	医療型児童発達支援	人	1	3	3	※令和6年度より児童発達支援に一元化されるため、見込量は児童発達支援に含む		
		人日	4	7	11			
③	放課後等デイサービス	人	202	232	250	250	250	250
		人日	3,240	3,526	3,580	4,000	4,000	4,000
④	保育所等訪問支援	人	0	0	0	1	1	2
		人日	0	0	0	5	5	10
⑤	居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0	1	1	1
		人日	0	0	0	6	6	6
⑥	障害児相談支援	人	77	81	80	80	80	80

※月間実利用者数、延べ利用時間数。令和5年度の実績は見込み値

（2）障がい児支援の提供体制の確保方策

障がい児が、地域の中で安心して生活を送るとともに、乳幼児期から学校卒業までの一貫した効果的な支援を受けるため、障がい児及びその家族に対し、一人ひとりの障がいの状況に応じて、きめ細かな支援を提供します。

（3）医療的ケア児に対するコーディネーターの配置

【内容】

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置し、包括的な支援を行います。

【今後の方向性】

順次、コーディネーターの育成を進め、支援体制の充実を図ります。

■医療的ケア児に対するコーディネーターの配置の見込量（年間）

サービスの種類		第2期計画期間（実績）			第3期計画期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児に対するコーディネーターの配置	人	0	0	1	1	1	1

※令和5年度の実績は見込み値。

（4）発達障がい児者等に対する支援

【内容】

発達障がいの早期発見・早期支援のため、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等を通して発達障がい児者の家族等に対する支援体制の充実を図るサービスです。また、ピアサポートの活動の開催により、当事者目線での情報発信や、当事者同士の共感の場づくりを行います。

【今後の方向性】

ペアレントトレーニングを普及させるために、指導者養成研修等によりペアレントメンターを育成していきます。また、ピアサポート活動を通して、支援が必要な人に行き届くよう、支援体制の充実を図ります。

■発達障がい者等に対する支援の見込量（年間）

サービスの種類		第2期計画期間（実績）			第3期計画期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	0	9	7	5	5	5
ペアレントメンターの人数	人	0	0	0	1	2	3
ピアサポートの活動への参加人数	人	0	0	0	2	2	2

※年間実利用者数。令和5年度の実績は見込み値。

第6章 計画の推進体制

1 ネットワークの構築による連携の推進

障がいのある人が安心して地域で暮らし続けられるよう、障がいのある人や障がいのある子どもに対する支援を包括的に行うため、中濃圏域をはじめとした近隣市町村や県等の行政における連携だけではなく、関市内外の関係団体や事業所、地域住民等の連携を強化します。

また、本計画及び本計画に基づく施策を推進するため、行政、関係団体、事業所、住民等からなるネットワークを構築し、障がい者福祉に係る情報の共有を図るとともに、障がいのある人が暮らしやすいと思える環境の整備に努めます。

2 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、PDCAサイクルに基づき、成果目標やサービス見込量の状況、目標達成の手法や、見込量の確保方策の適切さなどについて、関市障がい者総合支援協議会を中心に検討し、事業をより良いものにしていきます。PDCAサイクルとは、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）の4段階のプロセスを経て、事業の進捗を管理し、改善していく手法です。

また、計画の着実かつ効果的な推進を図るため、庁内の関係各課と事務局である福祉政策課との連携を強化します。

資料編

1 策定経過

月 日	内 容
令和5年6月1日 ～6月23日	障がいのある人へのアンケート調査の実施
令和5年8月9日 ～8月31日	事業所ヒアリング調査の実施
令和5年9月27日	関市障がい者総合支援協議会 第1回全体会 【議題】 1 令和5年度事業計画（案）について 2 関市社会福祉功労者表彰について 3 第3期関市障がい者計画、第7期関市障がい福祉計画及び第3期関市障がい児福祉計画について 4 関市障がい福祉計画策定に係るアンケート調査報告について
令和5年11月20日	関市障がい者総合支援協議会 第2回全体会 【議題】 1 第3期関市障がい者計画、第7期関市障がい福祉計画及び第3期関市障がい児福祉計画について
令和6年1月4日 ～2月5日	パブリックコメントの実施
令和6年2月19日	関市障がい者総合支援協議会 第3回全体会 【議題】 1 第3期関市障がい者計画、第7期関市障がい福祉計画及び第3期関市障がい児福祉計画について 2 令和5年度事業報告について

2 関市障がい者総合支援協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、関市附属機関設置条例(平成25年関市条例第68号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、関市障がい者総合支援協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、条例別表市長の附属機関の部関市障がい者総合支援協議会の項委員の定数欄に掲げる定数以内の委員で組織し、協議会の委員は同項委員の構成欄に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- 2 委員の任期は、2年以内とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを解嘱し、又は解任することができる。

(1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(2) 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。

(3) 委員としてふさわしくない非行があったとき。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に、委員の互選により会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。ただし、第3条第1項の規定により会長が互選されるまでの間に開催される協議会の会議については、市長が招集する。

- 2 協議会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者を出席させて、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 会議は、公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、これを非公開とすることができる。

(部会)

第5条 協議会に、事務を円滑に進めるために部会を置くことができる。

- 2 第2条第4項、第3条及び第4条の規定は、部会について準用する。この場合において、「協議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 関市行政組織規則(昭和58年関市規則第23号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

3 関市障がい者総合支援協議会委員名簿

(敬称略、順不同)

役 職	氏 名	所 属
会 長	浅野 隆	相談支援事業所かざぐるま 施設長
副会長	後藤 達也	関市社会福祉協議会 事務局長
委 員	中島 恭久	ひまわりの丘地域生活支援センター 所長
委 員	栞山 龍治	いちいの杜ハートフル 施設長
委 員	井上 基久	美谷の風 施設長
委 員	伊藤 園美	岐阜県立ひまわりの丘第一学園 園長
委 員	平岡 哲也	武儀医師会 会長
委 員	八木 美枝子	関市民生委員児童委員協議会 副会長
委 員	大島 達史	岐阜県立中濃特別支援学校 校長
委 員	熊崎 港己	関公共職業安定所 上席職業指導官
委 員	古田 健二	関市障害者団体連合会 会長
委 員	臼井 潤一郎	地域生活支援センターひびき 管理者
委 員	清水 宗夫	関市自治会連合会 副会長
委 員	包子 芙美江	関市手をつなぐ育成会 会長
委 員	波多野 一人	関市健康福祉部 部長

<事務局>

福祉政策課長 中村 宜信

福祉政策課 藤井 智央

第7期関市障がい福祉計画及び第3期関市障がい児福祉計画
令和6年度～令和8年度

発行／令和6年3月

発行者／関市

編集／健康福祉部 福祉政策課

〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地

TEL 0575-23-9032

FAX 0575-23-7748